大阪府条例第　　　号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

　職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （通勤手当）第十四条　（略）２　（略）一　（略）　二　前項第二号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び法第二十六条の三第一項の規定による承認を受けて一週間の勤務時間の一部について勤務しない職員のうち、一月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）に支給対象期間の月数を乗じて得た額　　イ―ワ　（略）　三　（略）３―６　（略） | （通勤手当）第十四条　（略）２　（略）　一　（略）　二　前項第二号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び法第二十六条の三第一項の規定による承認を受けて一週間の勤務時間の一部について勤務しない職員のうち、一月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）に支給対象期間の月数を乗じて得た額。ただし、人事委員会規則で定めるところにより通勤が困難であると認められる身体に障害を有する職員にあつては、四万三千六百円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額に支給対象期間の月数を乗じて得た額　　イ―ワ　（略）　三　（略）３―６　（略） |
|  |  |

附　則

　この条例は、令和三年四月一日から施行する。